



コロナ禍での農畜水産物の生産者を支援します

コロナ禍での生産者への支援事業として、市内農畜水産特産品等販売促進支援事業と市内産花き販売促進支援事業を実施します。

1 市内農畜水産特産品等販売促進支援事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出を控えている市内外の消費者の方々に、ご家庭で市内産の農畜水産物（加工品含む）を味わっていただくとともに、市内産農畜水産物の消費拡大を後押しするため、農畜水産物の生産者等がインターネット販売等通信販売により商品を販売した場合、その送料に対して補助します。

(1) 対象品

市内産の農畜水産物、加工品

例：農産物（米、野菜、果物）、畜産物（卵）、加工品（ケーキ、乾物（しいたけ等））等

(2) 補助対象者

対象品を消費者からインターネット、ファックス等の記録が残るもので注文を受け、宅配等を活用し、商品を発送している市内の生産者等

(3) 補助額

1回当たりの受注につき、送料分全額。ただし、上限2,000円。

(4) 実施期間（受注期間）

令和2年11月1日から12月31日まで

※ただし、期間内においても、予算の上限に達し次第、終了します。

2 市内産花き販売促進支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、需要が低迷している市内産の花（観賞用草花）の需要喚起・消費拡大のため、また、花の持つ癒し効果により生活に潤いを感じてもらうため、消費者の方々が市内の生花店で市内産の花を購入する場合、その費用の一部を補助します。

※生花店が販売時に一定の額を割り引き、後日、市が割引分を生花店に補助します。

(1) 対象品

チューリップ等の市内産を含む花（市内産の花が価格又は数量のいずれかで5割以上）

(2) 補助対象者

高岡市内で花を販売する生花店

(3) 補助額

消費者の1回当たりの購入につき、定額1,000円を割り引きます。

※ただし、税込2,000円以上購入した場合に限ります。

(4) 実施期間

令和2年11月15日から令和3年3月31日まで

※ただし、期間内においても、予算の上限に達し次第、終了します。

※花の需要が多くなる「いい夫婦の日（11/22）」、「クリスマス（12/25）」、「愛妻の日・チューリップを贈る日（1/31）」、「バレンタインデー（2/14）」、「ホワイトデー（3/14）」を含む期間に実施します。

【問合せ】農業水産課 農産・畜産・水産係 TEL：20-1310（内2433）